

B型・C型肝炎ウイルス陽性者の方への

肝炎陽性者 フォローアップ 事業のご案内



(©岡山県マスコット ももっち)

肝炎ウイルスは多くの場合、感染しても自覚症状が無く本人が気がつかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行していく恐れがあり、できるだけ早く専門医療機関を受診し、継続して検査・治療を受ける事が必要です。

そのため岡山県では、ウイルス検査で陽性と判定された方を対象としてウイルス性肝炎の重症化を予防するための陽性者フォローアップ事業を行っています。

1 陽性者のフォローアップ

本人の同意を得た上で、年1回調査票の送付等により、医療機関の受診状況や診療状況を確認し、必要に応じて電話などで受診をお勧めします。

2 検査費用の助成

医療保険の給付額を除いた自己負担額（対象となる検査に限る）を申請により償還払いを行います。対象となる検査項目についてはお問い合わせ下さい。

【助成要件】 検査費用の助成には、以下の全ての要件に該当する必要があります。

初回精密検査（助成回数：1回）

- 1年以内に以下の機関等で実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された人
 - ・岡山県内の保健所、支所
 - ・岡山県肝炎一次専門医療機関
 - ・市町村又は職場の健康診断
 - ・妊婦健診
 - ・手術前検査
- 「①陽性者のフォローアップ」の実施に同意した人
- 各種医療保険に加入している人
- 岡山県肝炎一次専門医療機関で精密検査を受診した人

定期検査（助成回数：年2回）

- 「①陽性者のフォローアップ」の実施に同意した人
- 各種医療保険に加入している人
- 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- 住民税非課税世帯に属する人（自己負担限度額0円）
又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する人（自己負担限度額：慢性肝炎2,000円、肝硬変及び肝がん3,000円）
- 岡山県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない人
- 岡山県肝炎一次専門医療機関で定期検査を受診した人

お問い合わせ先及び検査費用の申請先について

申請者の住所	保健所・支所名	所在地	電話番号
岡山市	岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
倉敷市	倉敷市保健所	倉敷市笹沖170	086-434-9810
玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町	備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所東備支所	和気町和気487-2	0869-92-5180
総社市、早島町	備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
新見市	備北保健所新見支所	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	真庭市勝山591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、 久米南町、美咲町	美作保健所	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村	美作保健所勝英支所	美作市入田291-2	0868-73-4054

検査費用の申請に必要な書類

■初回精密検査費用 ①から⑤までの書類

■定期検査 ①から⑧までの書類（⑤を除く）

- ①肝炎検査費用請求書（初回精密検査・定期検査）様式7
- ②肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書 様式5
- ③肝炎一次専門医療機関の領収書（写しでも可）
- ④肝炎一次専門医療機関の診療明細書（写しでも可）
- ⑤肝炎ウイルス検査の結果通知書（写しでも可）
- ⑥世帯全員の住民票の写し
- ⑦世帯全員の住民税課税証明書
- ⑧定期検査費用の助成に係る医師の診断書 様式8



©岡山県マスコット ももっち

※上記の①、②及び⑧の書類については、上記窓口での配付及び岡山県ホームページからダウンロードできます。